

## ○越谷市特別工業地区条例

昭和42年12月26日

条例第37号

## (総則)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号の規定による特別工業地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関しては、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定により、この条例の定めるところによる。

## (特別工業地区内の建築制限)

第2条 特別工業地区内においては、別表に掲げる事業を営む工場を建築し、または用途を変更して新たにこれらの用途に供してはならない。ただし、市長が衛生上の有害の度が低いと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合はこの限りでない。

2. 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合には、あらかじめ建築審査会の意見をきかなければならぬ。

3. 市長は、建築審査会が設置されるまでの間は、前項の規定にかかわらず、都市計画審議会の意見を聞かなければならない。

## (既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物については、同条の規定の適用を受けなくなつたとき(以下「基準時」という。)を基準として、同条の規定にかかわらず次の各号に定める範囲内において増築し、又は改築をすることができる。

(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における建築面積が基準時における敷地面積に対して法第52条第1項及び第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の1.2倍を超えないこと。

## (罰則)

第4条 第2条の規定に違反した建築主及び施行者は100,000円以下の罰金に処する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(昭和49年条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

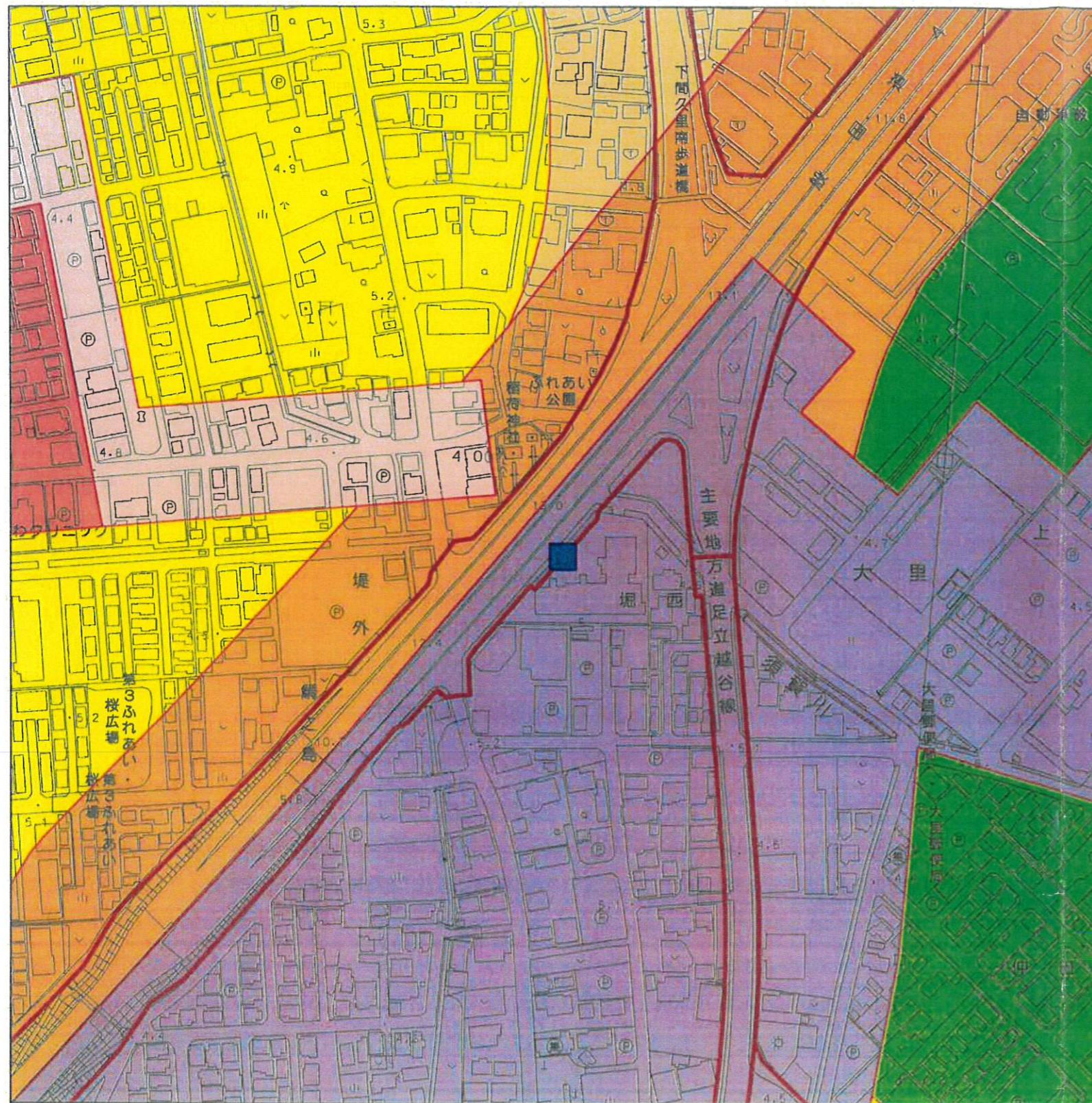
## 附 則(昭和50年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表

- (1) 玩具用煙火の製造
- (2) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- (3) 骨炭その他動物質炭の製造
- (4) 獣畜、魚貝類又は鳥類を原料とする飼料の製造
- (5) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
- (6) レディミックスコンクリートの製造で出力の合計が2.5キロワットをこえる原動機を使用するもの
- (7) ドラムカンの洗浄又は再生

越谷市都市計画情報マップ【用途地域、都市計画道路、防火・準防火地域等】



### 指定内容（左図の■の中心地点）

分類	項目	摘要
区域区分	市街化区域・調整区域	市街化区域
用途地域	種類 建ぺい率(%) 容積率(%) 高さ制限(m) 日影規制値	準工業地域 60 200 なし (二) 5時間, 3時間, 4m
地域地区	特別用途地区 高度利用地区 防火地域・準防火地域 流通業務地区 生産緑地地区	特別工業地区 なし なし なし なし
促進区域	土地区画整理促進区域	なし
地区計画等	地区計画 地区整備計画	なし なし
都市施設	公園・緑地 交通施設 保育所 供給施設・処理施設 市場・と畜場・火葬場 流通業務団地 河川・運河・その他水路	なし 3・4・9国道4号線(21M) なし なし なし なし なし
市街地開発事業	市街地開発事業	なし
景観計画	景観計画区域	一般地域

【凡例】縮尺 1:2500

交通施設  
防火地域  
準防火地

 第一種低層住居専用地域	 第二種住居地域	 景観計画区域
 第二種低層住居専用地域	 準住居地域	 元荒川沿川特定地区 (40%)
 第一種中高層住居専用地域	 近隣商業地域	 元荒川沿川特定地区 (20%)
 第二種中高層住居専用地域	 商業地域	 旧日光街道沿道特定地区
 第一種住居地域	 準工業地域	 越谷レイクタウン特定地

【注意】

- 1 本図は、越谷市が所有する2500分の1の地形図を基に、都市計画の概要(令和4年3月18日時点)を示すものである。都市計画に関する法定図面ではなく、都市計画の内容を証明するものではありません。参考図としてご利用下さい。
  - 2 本図は、地図の精度上の誤差を含んでいますので、その詳細については越谷市都市計画課窓口でご確認下さい。

2022/07/15 印刷



越谷市都市整備部都市計画課  
〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1  
電話番号 048(963)9221  
FAX番号 048(965)0948